

高齢者外来医療費助成制度

1 目的

この制度は、高齢者（満70歳以上の者）が、医療機関に外来受診した時に支払う医療費の自己負担分の一部を助成することにより、高齢者の医療に係る経済的負担を軽減し、いつでも医療機関に早期受診できる環境を整備し、早期治療による健康の保持増進を目的とする。

2 対象者

清川村に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている70歳以上の高齢者で、医療保険制度に規定された医療費の自己負担が1割の者（低所得者、一般者）。

なお、医療保険制度に規定された医療費の自己負担が2割の者（一定以上所得者）は、対象外。

3 助成する医療費の範囲

個人ごとの外来1ヶ月単位の医療費で、医療保険制度の所得区分による自己負担限度額までの自己負担支払額から3,400円を控除した金額。

4 助成する医療費の申請

外来医療費の自己負担分の支払を1ヶ月単位にまとめ、村（住民課）に申請。

申請書に健康保険証と領収書の写しを添付。

申請できる期間は、1年以内。

5 助成する医療費の決定

村は、助成の可否、助成額を決定し、決定の通知をする。

（高齢者医療を担当して個人ごとの所得区分を把握しておる住民課で、助成額の計算事務を行う。）

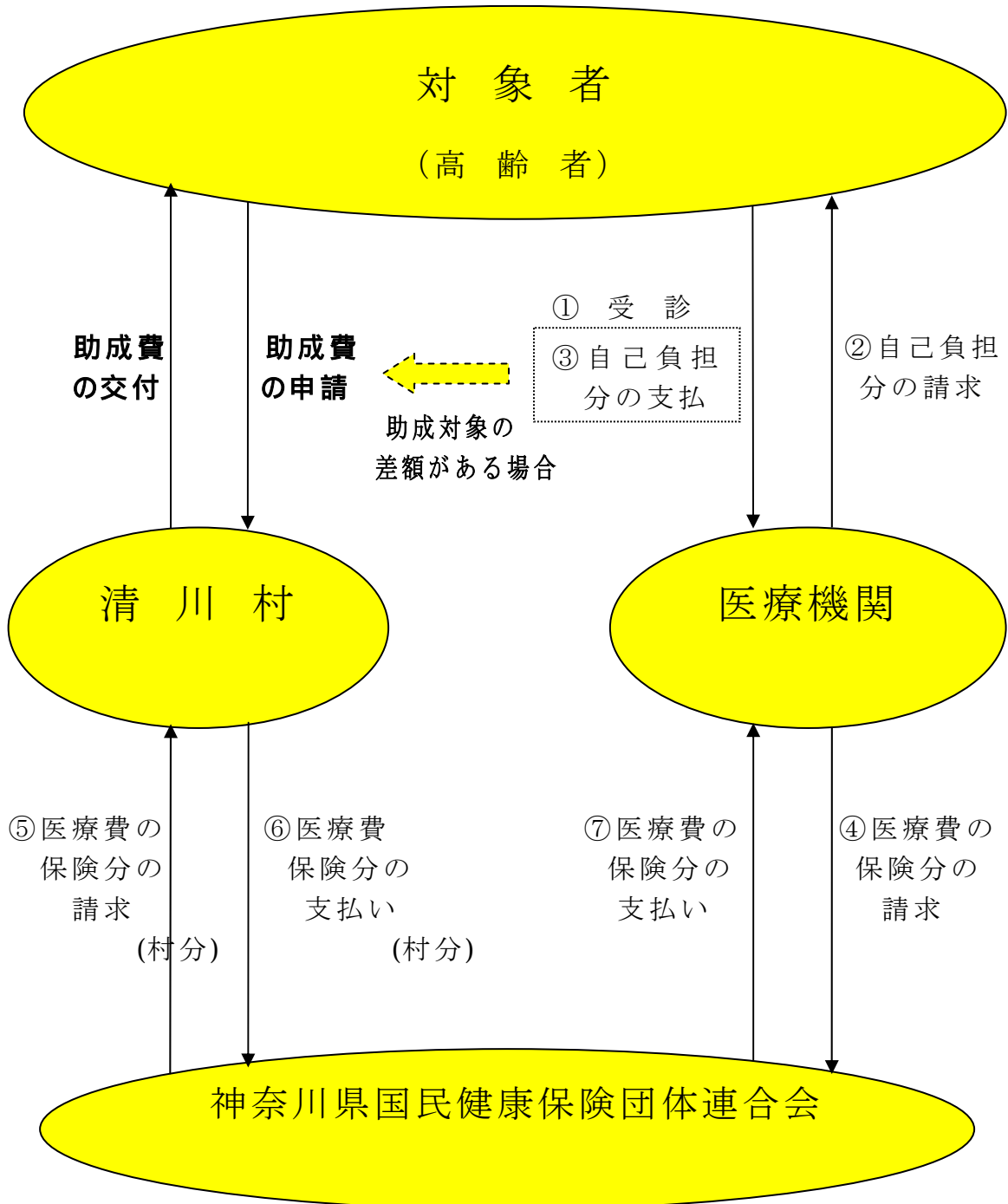
6 助成する医療費の支払

指定された口座への振込み。

7 実施時期

平成15年4月1日からの外来受診。

清川村高齢者外来医療費助成制度に係るフロー



清川村高齢者外来医療費助成条例及び規則の概要

項 目		内 容
条 例	第 1 条 目的	高齢者の外来医療費に係る経済的負担の軽減と医療機関に早期受診できる環境を整備し、早期治療による健康の保持増進
	第 2 条 用語の定義	高齢者：年齢 70 歳以上の者 医療費：健康保険法の規程による
	第 3 条 対象者	第 1 項：住民基本台帳の登録者 ただし、医療保険制度に規定した一定以上所得者(2割負担者)を除く 第 2 項：国保加入者の場合、滞納世帯を除く
	第 4 条 助成の範囲	村長が別に定める →規則で定める
	第 5 条 助成の方法	対象者が村長に申請し、村長が可否を判断して対象者に支払う
	第 6 条 助成費の返還	偽り等で助成を受けた場合 →全部又は一部を返還
	第 7 条 委任	施行に関し必要事項を規則で定める
	附 則 施行日	平成 15 年 4 月 1 日
規 則	第 1 条 趣旨	条例第 7 条の規程
	第 2 条 支給の開始及び終期	第 1 項：満 70 歳到達者 →翌月からの療養 ：居住要件満たす者→翌日からの療養 第 2 項：住民でなくなった場合→当日まで
	第 3 条 助成の範囲	第 1 項：個人ごとの 1 ヶ月単位の医療費で、医療保険制度の所得区分による自己負担限度額までの自己負担支払額から 3,400 円を控除した金額
	第 4 条 助成申請	第 1 項：医療を受けた日の属する月分を 1 ヶ月単位で申請 ・ 申請書（第 1 号様式） 健康保険証、領収書の写を添付 第 2 項：申請できる期間 1 年
	第 5 条 支給決定	第 1 項：決定通知書（第 2 号様式） 第 2 項：助成決定事務は、民生部住民課
	第 6 条 支払方法	口座振込み
	附 則 施行日	平成 15 年 4 月 1 日

清川村高齢者外来医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者が外来で支払う医療費の自己負担分の一部を助成（以下「医療費助成」という。）することにより、高齢者の医療に係る経済的負担の軽減と医療機関に早期受診できる環境を整備し、早期治療による健康の保持増進を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「高齢者」とは、満70歳以上の者をいう。

2 この条例において「医療費」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）によって算出された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によるとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費助成を受けることができる高齢者（以下「対象者」という。）は、清川村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に登録されている高齢者であつて、社会保険各法又はその他法令に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者とする。ただし、医療保険制度に規定した一定以上所得者を除くものとする。

2 国民健康保険においては、保険料の滞納のない世帯とする。

(助成の範囲)

第4条 医療費助成の範囲は、村長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、医療費助成は、法令により国又は地方公共団体の負担において療養の給付を受けた者及び、国又は地方公共団体の補助に基づき療養の給付を受けた者を除く。

(助成の方法)

第5条 医療費助成の方法は、対象者が村長に申請し、村長が合否を判断して対象者に支払うものとする。

(助成費の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の行為によって、この条例の医療費助成を受けたことがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療費助成について適用する。

清川村高齢者外来医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清川村高齢者外来医療費助成条例（平成14年清川村条例第 号。以下「条例」という。）の第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成の開始及び終了)

第2条 高齢者が外来で支払う医療費の自己負担分の一部助成（以下「医療費助成」という。）の開始は、次のとおりとする。

- (1) 新たに条例第2条に規定する高齢者となった者については、満70歳に至った月以後に受ける療養とする。
- (2) 新たに第3条に規定する居住要件を備えるに至った者については、居住要件を備えるに至った日以後に受ける療養とする。

2 条例第3条に規定する医療費の助成を受けることができる対象者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本村の住民でなくなった日以後に受けた療養については医療費助成を行わない。

(助成の範囲)

第3条 条例第4条に規定する医療費助成の範囲は、個人ごとの外来1ヶ月単位の医療費で、医療保険制度の所得区分による自己負担限度額までの自己負担支払額から3,400円を控除した金額とする。

(医療費の助成申請)

第4条 対象者が条例第5条の規定に基づき当該医療費助成を受けようとするときは、医療を受けた日の属する月分ごとにまとめて、清川村高齢者外来医療費助成申請書（第1号様式）に健康保険証と医療機関が発行する領収書の写しを添えて、村長に申請するものとする。

2 医療費助成を受ける申請は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内とする。

(助成費の支給決定)

第5条 村長は、前条の申請書を受理したときその内容を審査し、助成の可否又は額を決定し、対象者に清川村高齢者外来医療費助成決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の支給決定事務は、民生部住民課が国民健康保険料の収納状況及び高齢者医療の所得区分等の資料により行う。

(助成費の支払方法)

第6条 助成費の支払いは、対象者が指定した口座に振り込むものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第 2 号様式（第 5 条関係）

清川村高齢者外来医療費助成決定通知書 平成 年 月 日 様 清川村長 ㊟		
平成 年 月 日付けで申請のあった清川村高齢者外来医療費の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。		
対 象 者 氏 名		
決 定 額	円	
支 給 予 定 日	平成 年 月 日	
振 り 込 み 先	金 融 機 関 名	銀行 農協 支店 支所
	口 座 の 種 類	1 普通 2 当座
	口 座 番 号	
	名 義 人	